

[様式9-1]

福祉サービス等第三者評価結果

総合評価

受診施設名	社会福祉法人心華会 ひいらぎこども園	施設種別	幼保連携型認定こども園
評価機関名	一般社団法人 京都府保育協会		

令和6年9月19日

総評	<p>ひいらぎこども園は、昭和49年に保育所として開設し、平成29年に幼保連携型認定こども園に移行されました。園周辺では子育て家庭が増加しており、園の向かいでは、家庭的保育施設を運営しています。</p> <p>「心に華を咲かせよう」という法人理念のもと、保育目標である「やさしくたくましい子」「自分も人も大切にする子」「発見や工夫を楽しむ子」「自分で考え、行動する子」を掲げ、子どもたちの「やってみたい!」という気持ちや体験を大切にした教育・保育が行われています。また、園内にソーシャルワーカーを配置し、学校や療育施設との連携や、保護者からの子育てに関する相談の際には、中心となって取り組んでいます。</p> <p>園内にドキュメンテーション（子どもの活動記録）を掲示し、入園のしおりには子どもの発達や遊びの大切さを示すエピソードを掲載するなど、保護者に保育の取組を発信する工夫に努めています。</p>
特に良かった点(※)	<ul style="list-style-type: none"> ● 年に1回、園全体の自己評価を実施し、PDCAサイクルにもとづく取組がなされています。また、職員が保育記録として「エピソード記述」を定期的に作成し、その内容をもとに園内研修を行い、講師（大学教授）の指導助言を受け、保育の振り返りを行っています。 ● 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメントについては、「事故防止のための取り扱いマニュアル」「事故発生対策マニュアル」等が整備されています。特にヒヤリハットが発生した場合は、速やかに全職員に周知し、再発防止を図り、保健安全委員会を中心に発生要因を分析し、改善策等を検討の上、再発防止のため、全職員に周知するなど、スピード感を持って対応しています。 ● 3歳以上児は、登園時から室内外の好きな場所に行って活動するなど、一人一人の子どもが興味関心に応じた遊びにじっくり取り組める時間と場所を保障するよう工夫しています。室内には子どもが好きな遊びを選べるように、様々な玩具や絵本が子どもの手の届くところにあり、また、作ったものをおいて置けるスペースがあります。室外には花や木の変化から季節の移り変わりを感じる環境があり、子どもは自然に触れて遊んでいます。また、園のバスを利用し、太陽が丘（京都府立山城総合運動公園）に出かけるなど、広い場所で伸び伸びと体を動かして遊べる機会もあります。

特に改善が望まれる点(※)	<ul style="list-style-type: none">● 中・長期計画が策定されており、園児数や事業収入の推移予測がされています。今後は、実施状況の評価がされるとさらに良いでしょう。● 食物アレルギーの子どもには、医師の指示書に基づいて給食を提供し、アレルギー対応マニュアルに沿って、トレイの色を変え配膳する、複数の職員で確認する、など誤食防止に努めています。今後は、誤食時・接触時の対応マニュアルに基づき、定期的に訓練を行うとより良いでしょう。
---------------	---

※それぞれ内容を3点程度に絞って掲載しています。評価項目毎のコメントは「評価結果対比シート」の「自由記述欄」に記載しています。

京都府福祉サービス等第三者評価事業

[様式9-2]

【保育所版】

評価結果対比シート

(注)判断基準「a b c」について

【平成28年度以前の基準とは異なるため、当評価結果との対比はできませんのでご留意下さい】

(a)は質の向上を目指す際の目安となる状態、(b)は多くの施設・事業所の状態、(c)はb以上の取り組みとなることを期待する状態、に改定されました。改訂後の評価基準に基づいた評価では(b)が一般的な取り組み水準となり、従前に比べて(b)の対象範囲が広がります。また、改正前に(a)であった評価項目が改正後の再受診で(a)を得られなくなる可能性もあります。

受診施設名	社会福祉法人心華会 ひいらぎこども園
施設種別	幼保連携型認定こども園
評価機関名	一般社団法人京都府保育協会
訪問調査日	令和6年9月19日

I 福祉サービスの基本方針と組織

評価分類	評価項目	通番	評価細目		評価結果	
			自己評価	第三者評価	a	a
I-1 理念・基本方針	I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	1	①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。		
[自由記述欄]						
1: 法人（保育所）の理念、基本方針が明文化され、保護者に配布するパンフレットやホームページ等に記載されています。職員に向けても、各保育室や職員室に掲示するなど、周知が図られています。						

評価分類	評価項目	通番	評価細目		評価結果		
			自己評価	第三者評価	a	a	
I-2 経営状況の把握	I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	2	①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。			
		3	②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。			
[自由記述欄]							
2: 事業報告の中に、経営状況（事業収入、人件費率、園児数推移など）をグラフで示し、分析に取り組んでいます。							
3: 事業計画の中に毎年の「重点課題」を記載しており、役員や職員に周知すると共に、具体的な取り組みに努めています。							

評価分類	評価項目	通番	評価細目		評価結果		
			自己評価	第三者評価	b	b	
I-3 事業計画の策定	I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	4	①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。			
		5	②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。			
	I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。	6	①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。			
		7	②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。			
[自由記述欄]							
4: 中・長期計画が策定されており、園児数や事業収入の推移予測がされています。今後は、実施状況の評価がなされるとさらに良いでしょう。							
5: 事業計画は、中・長期計画の内容が反映されるようになっており、重点課題については年度末に評価を行い、次年度の計画に反映するよう取り組んでいます。							
6: 事業計画は、職員との面談で出た意見や年度末に行う自己評価をもとに策定しています。事業計画の内容は年度当初の職員会議において職員に説明しています。							
7: 保護者に向けては、入園式や行事のなかで事業計画の内容を説明したり、パンフレットや園だより、日々のドキュメンテーションでもわかりやすく伝えるよう取り組んでいます。							

評価分類	評価項目	通番	評価細目		評価結果		
			自己評価	第三者評価	a	a	
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組	I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	8	①	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。			
		9	②	評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。			
[自由記述欄]							
8: 年に1回、園全体の自己評価を実施し、PDCAサイクルにもとづく取組がなされています。また、職員が保育記録として「エピソード記述」を定期的に作成し、その内容をもとに園内研修を行い、講師（大学教授）の指導助言を受け、保育の振り返りを行っています。							
9: 園内委員会（環境・保健安全・図書・地域交流等）を設置し、職員参画のもとで課題解決に向けて取り組んでいます。							

II 組織の運営管理

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
II-1 管理者の責任とリーダーシップ	II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。	10	① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a	a
		11	② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a	a
	II-1-(2) 管理者のリーダーシップが發揮されている。	12	① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a	a
		13	② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a	a

[自由記述欄]

10：施設長の役割と責任については、キャリアパスの中に職務分掌として明示しています。また、施設長不在時の権限委任についても職務分掌表の中に明記しています。

11：法令遵守の取り組みの一環として、園内に人権委員会を設置し、子どもとの関わりについて職員でロールプレイを行うなど、不適切な保育の防止に取り組んでいます。

12：園内に研修委員会を設置し、職員の意向をもとに園内研修を実施しています。

13：職員間でSNSを用いた共有グループを作り、園全体で共有したい情報（写真や動画等）を共有できるようにしています。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
II-2 福祉人材の確保・育成	II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	14	① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a	a
		15	② 総合的な人事管理が行われている。	a	a
	II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	16	① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	b	a

[自由記述欄]

14：「きょうと福祉人材育成認証制度」の認証園であり、人材に関する具体的な計画が策定されています。ホームページに採用専用ページを開設し、効果的な人材確保策が講じられています。

15：法人独自の「キャリアパス」が整備されており、キャリアパスに基づき人事管理が行われています。

16：園内に親睦委員会を設置し、親睦委員会が交流会（レクリエーション）の企画運営を行ったり、休憩室の環境について職員の意見を聴取して環境改善を行うなど、働きやすい職場作りに取り組んでいます。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
II-2 福祉人材の確保・育成	II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	17	① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b	b
		18	② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a	a
		19	③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a	a
	II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	20	① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a	a

[自由記述欄]

17：年に2回、面談シートを使って職員面談を実施しています（園長が年1回、副園長・主幹教諭・指導教諭が1回）。今後は、職員一人ひとりの設定した目標の達成状況について中間面接がされるとなお良いでしょう。

18：キャリアパスに期待する職員像を明示し、その内容に基づき人材育成を行っています。研修は、園外研修・園内研修共に充実するよう取り組んでいます。

19：新規採用者育成計画に基づき、OJT担当者を配置して計画的に人材育成が行われています。園内研修は、職員の希望に応じて実施しています。

20：実習マニュアルや実習ハートブックをもとに、副園長が中心となって実習指導担当者の決定や、指導担当者への研修を行っています。

評価分類	評価項目	通番	評価細目		評価結果	
					自己評価	第三者評価
II-3 運営の透明性の確保	II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	21	①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a	a
		22	②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b	b

[自由記述欄]

21：ホームページにて必要な情報（理念方針・事業計画・事業報告・財務諸表・第三者評価結果など）が適切に公開されており、園だよりを町内回覧板にて回覧されるなど、運営の透明性を確保するための取り組みがなされています。

22：財務管理については外部の専門家に委託し、指導・助言を受けています。経理・取引に関するルールは経理規程に定めていますが、今後は、職員の物品購入の際のルールを定めるとさらに良いでしょう。

評価分類	評価項目	通番	評価細目		評価結果	
					自己評価	第三者評価
II-4 地域との交流、地域貢献	II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。	23	①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a	a
		24	②	ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a	a
	II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。	25	①	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a	a
	II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	26	①	保育所が有する機能を地域に還元している。	a	a
		27	②	地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a	a

[自由記述欄]

23：子どもと地域との交流を広げるための取組については、地域の老人クラブとの交流を重ね、地域の方々には、認知症予防を目的とした講座を開き、そこで子どもたちが歌を披露するなど、子どもたちと地域の方々との交流の機会を持っています。

24：ボランティア等の受け入れについては、受け入れ方針、受け入れ体制及びマニュアルを整備しています。ボランティアだけでなく、複数の中学校からの職場体験や、毎年、高校生のインターンシップの受けを行うなど学校教育への協力を積極的に行ってています。

25：保育所として必要な社会資源の明確化及び関係機関等との連携については、園長、看護師、ソーシャルワーカーが、行政、医療機関、学校、療育施設や福祉施設など、それぞれの分野で分担しネットワークを構築し、連携を深め、地域の課題や取組みなどを持ち帰り、職員全員と共にし、子どもにより良い保育を提供するための取組を行っています。

26：保育所機能の地域還元については、園庭開放を行い、子育てサポート事業では、地域の在宅子育て家庭を対象に親子リトミック、親子運動遊びや子育て相談を行うなど、多様な子育て支援を行っています。

27：地域の福祉ニーズに基づく公益的な事業・活動については、民生委員・児童委員の定例会に出席し、地域の福祉ニーズの把握に努めています。また、地域訪問を行い、個別の相談に応じるなど、地域貢献に関わる事業・活動を実施しています。

III 適切な福祉サービスの実施

評価分類	評価項目	通番	評価細目		評価結果	
			自己評価	第三者評価	a	a
III-1 利用者本位の福祉サービス	III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	28	①	子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	a
		29	②	子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	a	a
	III-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	30	①	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	a
		31	②	保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a	a
		32	③	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a	a

【自由記述欄】

28：子どもを尊重した保育については、法人（園を含む）のホームページ、「パンフレット」に理念、保育方針、教育・保育の目標を謳っています。全国保育士会の倫理綱領に基づき「人権擁護のためのセルフチェックリスト」で非常勤職員も含めて全ての職員が自己評価を行い、更にその結果について、振り返りを行い、見直しや改善を行っています。園の人権委員会主催の対話を中心とした園内研修を行うなど、子どもを尊重した保育の実践に取り組んでいます。

29：子どものプライバシー保護等の権利擁護については、個人情報保護に係る基本方針・手引き・マニュアルに沿って対応しています。また、虐待防止については、虐待防止初期対応ハンドブック・早期発見のためのチェックリストが整備されており、それらを踏まえて、研修を行い、排泄の環境等、設備面でも子どものプライバシーを守る工夫を行うなど日々の保育に取り組んでいます。

30：利用希望者には、法人（園を含む）のホームページ、写真入りの「パンフレット」で詳細に分かりやすく園の情報を提供し、園内見学や質疑応答など隨時丁寧な対応に努めています。

31：保育の開始・変更に当たっては、年度毎では「重要事項説明書」「パンフレット」を以て、年度途中では、「パンフレット」等に加えて毎月発行の「園だより」などで保護者への丁寧な説明を心がけ、変更時には、同意書を得ています。

32：保育所等の変更に当たっては、保育の継続性を損なわないように担当のソーシャルワーカーが中心となり、対応マニュアルに基づき、「こども園児指導要録」を以て、引継ぎ・申送りに取り組んでいます。

評価分類	評価項目	通番	評価細目		評価結果	
			自己評価	第三者評価	a	a
III-1 利用者本位の福祉サービス	III-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	33	①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a	a
		34	②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a	a
		35	③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a	a

【自由記述欄】

33：苦情・相談（不適切保育を含む）については、「パンフレット」やホームページに相談窓口、対応に係る体制など記載・周知し、玄関に意見箱を設置し、苦情解決の仕組み図を掲示するなど、保護者等が苦情・相談等を行いやすい環境を整えています。苦情・相談等があれば速やかに園内で検討を行い、対応策については、必ず記録を実施し、回答は迅速に行うなど、苦情解決に係る対応に取り組んでいます。ホームページ上に苦情・相談等への回答や各行事ごとのアンケート結果を掲載するなど、保護者等への情報提供に取り組んでいます。

34：保護者が相談や意見を述べやすい環境整備については、意見箱、副園長、ソーシャルワーカー、苦情解決第三者委員など、複数の窓口を設け環境整備に取り組んでいます。

35：保護者からの相談や意見に対しては、「苦情解決の仕組みマニュアル」に基づき、迅速な対応を心がけ、保護者等の苦情・相談等を踏まえ、保育の質の向上につなげるよう取り組んでいます。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
III-1 利用者本位の福祉サービス	III-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	36	① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a	a
		37	② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a	a
		38	③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b	a
		39	④ 不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	a	a

[自由記述欄]

36：安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメントについては、「事故防止のための取り扱いマニュアル」「事故発生対策マニュアル」等が整備されています。特にヒヤリハットが発生した場合は、速やかに全職員に周知し、再発防止を図り、保健安全委員会を中心に発生要因を分析し、改善策等を検討の上、再発防止のため、全職員に周知するなど、スピード感を持って対応するように努めています。

37：感染症対策については、「感染症対応マニュアル」を整備し、看護師を中心に「ほけんだより」を毎月、必要があれば臨時に作成し、保護者等へ適宜きめ細やかに予防及びその対策に係る情報提供に努めています。

38：災害時における子どもの安全確保のための取組については、「BCP事業継続計画」を整備し、地域の一時避難場所として食料や備品類等の備蓄を行うと共に、毎月の防災対策として、消防署と連携し園内の様々な箇所からの出火などを想定したうえで避難訓練を実施しています。消防署との協議、避難訓練の結果、反省点など記録を残し、継続的に災害対策を行っています。

39：不審者対応については、「不審者対応マニュアル」を策定し、緊急放送システム・見守りカメラなどの整備を行うとともに、警察等との連携のもと、不審者対応の手順や対応方法に係る研修を行っています。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
III-2 福祉サービスの質の確保	III-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	40	① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a	a
		41	② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	a
	III-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	42	① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a	a
		43	② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a	a
	III-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	44	① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a	a
		45	② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a	a

[自由記述欄]

40.41：標準的な実施方法については、「排泄マニュアル」「調乳・沐浴・おむつ替えマニュアル」などが策定され、研修や個別により、職員に指導されています。また標準的な実施方法に基づいて実施されているかを定期的に確認しています。また、保護者アンケートによる保護者からの意見や提案について、園内研修を踏まえて指導計画の見直し等を図っています。

42：アセスメントの手法に基づき、適切なアセスメントが実施され、個別の指導計画が策定されており、定期的に振り返り、見直しに努めています。保護者とのアセスメントを年2回定期的に行い、適切な保育の提供、支援について検証を行っています。

43：指導計画等の評価・見直しについては、クラス毎に話し合い、週・月案にまとめ、園全体に関わることは、リーダー会議で協議し、見直しがあれば職員全員に周知を図っています。

44：子どもの発達過程や生活状況等の日々の記録は、電子システム内に保存し、保護者へはその内容を連絡ノートで提供しています。記録内容や書き方に差異が生じないように、「記録の書き方マニュアル」を整備し、必要な情報が的確に届くよう取り組んでいます。

45：子どもに関する記録の管理体制については、個人情報保護に係る基本方針・手引き・マニュアルを策定し、それらに基づき管理を行っています。保護者等へは「パンフレット」などで丁寧に説明し、理解されるよう努めています。

A-1 保育内容

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-1 保育内容	A-1-(1) 全体的な計画の編成 A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	46	① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭 及び地域の実態に応じて全体的な計画を編成している。	a	a
		47	① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことができる環境を整備している。	a	a
		48	② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a	a
		49	③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a	a
		50	④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a	a

[自由記述欄]

46：全体的な計画については、年に1回、保育にかかる全職員で検討し、見直しています。また、保護者アンケートの結果に加え、毎日のように来訪される園見学の保護者など、地域の子育て家庭の意向も考慮し、作成しています。

47：生活にふさわしい場については、毎月の安全点検、業者に委託している毎日のトイレ掃除、環境美化委員を中心に園内外の整備に取り組むなど、子どもが心地よく過ごすことのできる環境作りに配慮しています。

48：子ども一人一人を受容し、状態に応じて行う保育については、年齢を問わず、子ども一人一人の思いや願いに対して応答的に関わり、受容し、子ども主体の教育、保育を行うことをモットーに、職員全員が実践に取り組んでいます。

49：基本的生活習慣を身につける環境の整備や援助については、子ども自ら意欲的に取り組めるよう、手洗いや、箸の使い方などのイラストを掲示し、看護師、歯科衛生士と協力しながら、一人一人の子どもの発達や状況に合わせた援助を行っています。

50：主体的な生活や遊びの保障について、3歳以上児は、登園時から室内外の好きな場所に行って活動するなど、一人一人の子どもが興味関心に応じた遊びにじっくり取り組める時間と場所を保障するよう工夫しています。室内には子どもが好きな遊びを選べるように、様々な玩具や絵本が子どもの手の届くところにあり、また、作ったものをおいて置けるスペースがあります。室外には花や木の変化から季節の移り変わりを感じる環境があり、子どもは自然に触れて遊んでいます。また、園のバスを利用し、太陽が丘（京都市立山城総合運動公園）に出かけるなど、広い場所で伸び伸びと体を動かして遊べる機会もあります。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-1 保育内容	A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	51	⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	a
		52	⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	a
		53	⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	a
		54	⑧ 障害のある子どもが安心して生活でき喜んで遊べる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	a
		55	⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	a
		56	⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a	a

[自由記述欄]

51：乳児保育については、保育者は常に笑顔で応答的に関わり、視線の動きや囁語、手さし、指さしに愛情を持って応え、子どもの心に共感し、愛着関係が築けるように取り組んでいます。それぞれの専門性を活かし、看護師は子どもの体調・爪・頭髪・皮膚の様子を確認したり、怪我の応急手当や体調の悪い子どもを保育したりしています。保護者には「ほけんだより」で情報を発信しています。また、栄養士は子どもの食事の様子を確認し、献立を作成し、提案したり、保護者へは「食育だより」で発信し、レシピを用意するなど務めています。

52：3歳未満児の保育については、子どもの自我の育ちを尊重し、子どもが自分でしようとする気持ちを受けとめて見守り、共感するよう努めています。また、年長児に給食や午睡の手助けをしてもらったり、園庭で遊んだり、異年齢児との交流や様々な人と関わる機会を持てるよう工夫しています。

53：3歳以上児の保育については、週一回ドキュメンテーション・動画を発信し、保護者に子どもの様子を知らせています。できたことや見つけたこと等を発表できる場を多く作り、自分の言葉で伝える楽しさや自信が持てる環境作りに努めています。また、園庭には花や木が多くあり、四季の変化を感じとりながら遊べる環境があります。

54：障害のある子どもには個別の指導計画を作成し、必要に応じて医療機関や専門機関と連携を取りながらソーシャルワーカーとともに保育の環境充実に努めています。

55：長時間にわたる保育については、安定した体調と心で過ごせるよう配慮し、指導計画にも記入しています。

56：小学校との連携については、小学校教諭による出前授業や小学生との触れ合いなど、就学に期待を持てる取り組みがあります。

評価分類	評価項目	通番	評価細目		評価結果	
					自己評価	第三者評価
A-1 保育内容	A-1-(3) 健康管理	57	①	子どもの健康管理を適切に行っている。	a	a
		58	②	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a	a
		59	③	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	b	b
	A-1-(4) 食事	60	①	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a	a
		61	②	子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工夫に活かしている。	a	a

[自由記述欄]

57：子どもの健康管理については、健康管理マニュアルに基づき、一人一人の子どもの心身の健康状態を把握し、日々の健康状態は昼礼で情報を共有し、取り組んでいます。SIDSは掲示物やしおりで保護者に情報を提供し、午睡中は子どもの様子を確認し、記録を残しています。

58：健康診断・歯科健診の結果については「けんこうのきろく」と手紙で保護者に伝え、園に記録も残しています。

59：食物アレルギーの子どもには、医師の指示書に基づいて給食を提供し、アレルギー対応マニュアルに沿って、トレイの色を変え配膳する、複数の職員で確認する、など誤食防止に努めています。誤食時・接触時の対応マニュアルも整備しています。今後は、マニュアルに基づき、定期的に訓練を行うとより良いでしょう。

60：食事を楽しむ工夫については、クッキング、食農体験、食材の下ごしらえなどの経験ができるように取り組んでいます。また、食器は子どもの発達に合わせた重さや形などに配慮しています。

61：献立の作成や調理の工夫については、誕生日メニューを5歳児と一緒に考えています。また、「おいもパフェ」「ちらしづし」など旬の食材を使ったメニューや地域の食文化・行事を取り入れた献立作りに取り組んでいます。

A-2 子育て支援

評価分類	評価項目	通番	評価細目		評価結果	
					自己評価	第三者評価
A-2 子育て支援	A-2-(1) 家庭との緊密な連携	62	①	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a	a
		63	①	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a	a
	A-2-(2) 保護者の支援	64	②	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a	a
		65	①	保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a	a

[自由記述欄]

62：0～2歳児は連絡帳で家庭との日常的な情報交換を行い、全年齢で週一回ドキュメンテーション、動画で保護者に保育内容を伝えています。保護者との情報交換の内容は、基準を定めた書きかたのマニュアルがあり、記録に残しています。

63：保護者に対する子育て支援については、ソーシャルワーカーだよりを通じて、どんなことでも気軽に相談できることを保護者に伝えていて、いつでも相談に応じる体制があり、記録も残しています。

64：虐待等権利侵害の予防・防止については、マニュアルをもとに研修を行ったり、外部研修に参加したりして、虐待対応についての専門性を高めています。また、ソーシャルワーカーが関係機関との連携を密にとっています。

65：年度末に各自で自己評価を行い、自分の保育を振り返り、保育の質の向上や改善に努め、職員間で共有し、園全体の自己評価につなげています。